

中小企業大学校広島校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務

入札心得

(入札等)

- 第1 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告実施要項、入札説明書及び入札仕様書等を熟覧のうえ、入札して下さい。この場合において、その内容について疑義があるときは、入札説明書に定める質問書（様式2）により関係職員の説明を求めることができます。
- 2 入札書は第4のとおり作成し、「見積書（入札内訳書）」（様式7-4）とともに別紙参考例のように封かんの上、入札者（共同事業体として参加する場合は、その代表者の法人。以下同じ。）の氏名等（法人の場合はその名称又は商号）を表記し、入札公告及び入札説明書に示した日時までに入札説明書に定める提出書類と一括して指定の申請先あて持参又は郵送（書留郵便）にて提出して下さい。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4-1）を提出して下さい。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 5 共同事業体の代表者が参加に必要な入札書及び企画書その他の書類（以下「入札書等」という。）を提出する場合、入札説明書に定めるとおり、当該共同事業体の構成員は、「委任状（構成員→代表者）」（様式4-2）を添えて提出して下さい。
- 6 入札書等は、入札公告及び入札説明書に示した期限日時までに到達しないものは、無効とします。
- 7 入札書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとします。

(公正な入札の確保)

- 第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第2の2 第8に定める落札者が、次の各号の一に該当したときは、落札者は、分任契約担当役の請求に基づき、総委託費の100分の10に相当する額を違約金として分任契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。
- 一 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反し、又は落札者の構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 契約に関し、落札者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。
- 3 第1項に規定された条項は履行後も有効となります。

(入札の取り止め等)

- 第3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(入札書)

- 第4 入札説明書に定めるとおり、入札書（様式6）を作成してください。

(入札書等の引換え等の禁止)

- 第5 入札参加者は、入札書等をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書等に表示された文

字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

(入札の無効)

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 一 入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札
- 二 記名又は押印のいずれかを欠く入札
- 三 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 四 入札に参加することができない者がした入札
- 五 委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札
- 六 2通以上の入札書をもってした入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 当該入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- 九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札
- 十 共同事業体で入札する場合、当該共同事業体の構成員の委任状を提出していない入札
- 十一 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の開札)

第7 開札は、入札書の提出期限後、入札公告及び入札説明書に示した日時に、開札に立ち会う入札参加者の面前で、最低入札者及びその入札金額のみを公表して行います。なお、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(落札者の決定)

第8 有効な入札をした者のうち、中小企業基盤整備機構会計規程第34条に基づき作成された予定価格(以下単に「予定価格」という。)の制限の範囲内であり、入札説明書で明らかにした業務の質等における要求要件のうち必須とされたものを全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定します。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該入札に適合した履行がされないおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがあります。

(再度入札)

第9 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度の入札は原則として2回を限度とします。

(総合評価の評点が同点となった入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10 総合評価の評点が同点となった入札者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者、又はくじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約書等の提出)

第11 契約書を作成する場合において、落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出して下さい。ただし、書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失います。

(異議の申立)

第12 入札をした者は、入札後、この心得、入札仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(落札の取消)

第13 落札者の経営状況又は信用状況などが極端に悪化し適正な契約の履行が確保されないと認められる状態に立ち至った場合には、その者の落札決定を取り消すことがあります。

附則

この心得は、入札件名「中小企業大学校広島校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」についてのみ適用します。

<別紙：参考例>

封筒記入例

表

件名 中小企業大学校広島校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務 に係る入札書 在中	独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国支部 分任契約担当役 支部長 野村 秀貴 殿
--	--

裏

封 緘	
住所	会社名
	代表者名